

# 青森県災害廃棄物処理計画改定業務委託仕様書

## 1 委託業務名

青森県災害廃棄物処理計画改定業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

## 3 業務の目的

県では、東日本大震災を踏まえて、災害廃棄物の適正処理の確保、円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、平成30年3月に「青森県災害廃棄物処理計画」（以下「現行計画」という。）を策定した。

近年は全国的に気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化が見られ、本県でも令和3年は下北半島で、令和4年は津軽地方を中心に大雨による被害が発生したところである。また、令和6年に国が閣議決定した「第5次循環型社会形成推進基本計画」では、水害を想定した災害廃棄物処理計画の必要性が明記されたが、現行計画では、地震や津波災害のみを想定しており、水害による災害廃棄物推計量が反映されていない。

さらに、現行計画策定後、県防災危機管理課において日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における最新の被害想定が公表され、国においても、災害廃棄物等の発生量の推計方法を修正した「災害廃棄物対策指針 資料編」の改定（令和5年4月）や、能登半島地震を受けた「公費解体・撤去マニュアル」策定などが行われたところである。

そこで、近年頻発している水害による災害廃棄物の発生量を推計するとともに、これら最新の情報や知見を反映させ、より実効性の高い計画にリニューアルして、災害廃棄物処理対策を強化するものである。

また、県の推計結果を市町村に提供して、水害被害を反映させていない市町村の災害廃棄物処理計画の改定を促すとともに、県民に普及啓発を図ることで、県全体の災害廃棄物処理の底上げと、対応力強化を目指すものである。

## 4 業務の内容

以下に県が実施する業務の概要を示すが、企画提案内容により業務内容を一部変更する可能性がある。

### (1) 災害廃棄物処理計画の改定

#### ① 災害廃棄物の発生量の推計

水害については、国土交通省又は青森県が公表する洪水浸水想定区域図データ等を利用し、全壊・半壊を判定したうえで、環境省の災害廃棄物対策指針（R5改定）に示された「災害廃棄物等の発生量の推計方法」により、県全体及び市町村ごとの災害廃棄物発生量を推計すること。また、地震・津波災害における発生量について

は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における最新の被害想定（防災危機管理課で令和4年に推計済）を利用し、反映させること。

## ②最新の知見の収集・分析

現行計画策定以後の国の災害廃棄物対策指針や各種手引き・マニュアル、法改正の検討状況、他自治体の災害廃棄物処理計画について、最新の情報を収集する。併せて、県の地域防災計画や関連計画等、最新の情報を総合的に整理する。また、近年発生した災害について、被害状況や復旧・復興の方法等の情報を収集すること。

特に、県内や全国における水害被害について詳細を確認するとともに、本県特有の課題である冬季間の災害廃棄物対策や、令和6年能登半島地震に共通する半島性という本県の地理的特性についても確認すること。

収集した資料・データについては、その内容が現行計画の改定に当たり有益となるかを分析し、まとめること。

## ③改定に当たっての基本方針の作成

現行計画の改定に当たり、全体の構成や追加・見直しを図るべき項目を提案し、基本方針を作成すること。

## ④計画への最新データ、知見の反映

①で推計した最新のデータや、②で収集・分析した最新の知見をもとに、現行計画（資料編を含む。）を、最新のものに修正すること。

## ⑤改定原案の作成

④の結果や、別途設置する災害廃棄物処理計画改定に係る検討委員会（以下「検討委員会」という。）及び市町村等・庁内関係課からの意見を反映させて、青森県災害廃棄物処理計画改定原案（概要版を含む。）を作成すること。

想定するスケジュールは以下のとおり。

- ・基本方針 令和8年8月
- ・素案 令和8年12月中旬頃
- ・原案 令和9年2月上旬頃

## ⑥市町村への情報提供資料の作成

推計した市町村ごとの災害廃棄物発生量のデータや、県計画改定の要点、市町村計画を改定する際の留意事項等をまとめた市町村向けの資料を作成すること。

## （2）青森県災害廃棄物対応マニュアルの作成

現行計画の改定に合わせて、国の「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」等を参考に、県としての初動対応、市町村等への支援、関係機関との連携等の必要な事項に関する具体的な対応方法を示すマニュアルを作成すること。

想定される項目は以下のとおり

- 組織体制・指揮系統の構築
- 情報収集・提供
- 市町村への技術的援助

- 支援・受援体制の構築
- 国への災害報告書、補助金申請書の作成支援
- 処理業務の進捗管理
- 県民への広報
- 大規模災害時における県災害廃棄物処理実行計画・処理方針の策定
- 大規模災害時における事務の受託

作成に当たっては、①通常災害時（資源循環推進課のみで対応。本県内で処理や支援が完結）、②非常災害時（環境エネルギー部内全体で対応。①と③の間）、③大規模災害時（全庁で対応。県外も含めた広域処理。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震レベル）にパターンを分けて、想定するのが望ましい。

作成の想定スケジュールは計画本体と同じ。本体に合わせてマニュアルの基本方針、素案、原案を提示すること。

### （3）検討委員会の運営及び資料作成補助

#### ①検討委員会の運営

計画の改定に当たり、委員5人程度を選定し、検討委員会を運営する。いずれも詳細は、資源循環推進課と事前に調整を行うこととする。

##### ア 委員の構成

災害廃棄物処理に知見のある専門家、県内廃棄物処理事業者団体の代表等5人程度。専門家は、大学教員や研究機関の研究員等とし、県内・県外は問わない。

（委員謝金参考）青森県環境審議会委員の日額報酬：9,800円

##### イ 開催回数

3回（計画の基本方針の段階1回、素案の段階1回、原案の段階1回を想定）。原則対面開催とし、オンライン併用も可とする。

##### ウ 運営の内容

- ・委員との日程調整、会議の開催準備
- ・会議資料の作成
- ・会議の進行、議事録作成
- ・委員からの意見の整理及び回答案の作成支援

※実施に要する経費（会場使用料、資料の印刷物・消耗品費、委員旅費・謝金など）は、受注者負担とする。

#### ②市町村等・庁内関係課への意見照会資料作成補助

県内市町村・一部事務組合、庁内関係課への意見照会に係る資料作成補助、意見等の整理及び回答案の作成補助を行う。

（資料の作成は発注者（資源循環推進課）が行い、発注者の求めに応じて内容のチェック等の支援を行うものとする。）

【参考：令和9年度予定】

○災害廃棄物処理計画改定原案についてのパブリックコメントの実施、最終案の作成、計画改定、市町村へのデータ提供（県直営）

○県民向け普及啓発事業の実施（委託）

改定した計画の内容を周知するとともに、計画改定を機に、行政や廃棄物処理事業者だけでなく、住民自らが災害廃棄物（特に水害廃棄物）の特徴や処理の流れを理解し、自助・共助の意識で対応してもらうため、普及啓発事業を実施する。想定している事業は以下のとおり。

①災害廃棄物対策フォーラム

基調講演やパネルディスカッションを行う。パネラーは計画に関係した専門家や事務局（資源循環推進課職員、受注者）を想定。県内1か所を実施（青森市を想定）。

②地域ワークショップ

地域住民や自治体職員、廃棄物処理事業者等によるワークショップを行う。県内1か所を実施（開催地は市町村へ照会のうえ決定する）。

5 全体スケジュール（予定）

日程は受注者と協議の上決定するが、現在想定するスケジュールは以下のとおり。

【令和8年度】

4～5月	プロポーザル、受注者決定、契約
5月	受注者との打ち合わせ、委託業務開始
5～9月	受注者による最新の知見の収集、災害廃棄物の発生量の推計 庁内関係課（防災危機管理課、河川砂防課等）からの情報収集、市町村アンケート
6月	検討委員会委員の選定、委嘱
8月	受注者による基本方針の提示及び資源循環推進課との打合せ
9月	第1回検討委員会開催（組織会及び災害廃棄物の発生量の推計結果報告、基本方針の審議等） ※マニュアルは検討会には諮らない。以下同じ
9～12月	受注者による素案の作成作業
12月中旬	受注者による素案の提示及び資源循環推進課との打合せ
12月下旬	第2回検討委員会開催（素案の審議）
12～2月	受注者による原案の作成作業
2月上旬	受注者による原案提示及び資源循環推進課との打合せ
2月中旬	第3回検討委員会開催（原案の審議）
3月	検討委員、審議会委員の意見を受け受注者による原案修正 成果品（原案、マニュアル）の納入、契約完了、支払い

**【参考：令和9年度】**

4～5月	パブリックコメントの実施、原案を庁内関係課、市町村・一組へ意見聴取
4月	9年度事業（普及啓発）に係る契約
5月下旬	庁内関係課・市町村等意見、パブリックコメントの結果を受けて直営による最終案の作成
6月上旬	計画改定（知事決裁）
7月	市町村等に対する説明会開催、データ提供
7～8月	災害廃棄物対策フォーラムの開催
	地域ワークショップの開催

**6 成果品及び提出期限**

以下の成果品を委託期間終了時まで提出すること。

**(1) 成果品**

- ① 「青森県災害廃棄物処理計画（改定版）」原案及び概要版原案 各2部
- ② 「青森県災害廃棄物対応マニュアル」 2部
- ③ 本業務において収集・作成した資料  
（被害想定や発生量推計に活用したデータ、市町村ごとの発生量のデータ等）
- ④ 実施報告書 2部
- ⑤ 上記①～④のデータを記録した電子媒体

**(2) その他**

成果品に不備があった場合は、受注者の負担と責任において修正を行うものとする。

**7 業務の進め方**

- (1) 業務を実施するに当たり、受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、適切な人員を配置し、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。なお、業務従事者の中から発注者との情報共有、業務の進捗状況の確認等を行う統括責任者を1名選任し、契約後、直ちに発注者へ通知すること。
- (2) 受注者は、契約締結後、発注者が指定する期日までに「業務実施計画書」（本業務の実施体制、発注者との連絡体制及び業務実施スケジュールを記載した工程表）を提出の上、委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を発注者と協議し、業務を履行すること。
- (3) 受注者は、委託契約書及び本仕様書に基づき、発注者と密接に連携をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (4) 業務における協議・打合せを定期的に行うほか、発注者が必要とする場合は、随時、検討内容や進行状況について協議・打合せを行い、資料や情報の提供を行うこと。  
また、協議・打合せの内容については、その都度受注者が議事録を作成し、発注者に報告すること。
- (5) 業務遂行に必要なデータを市町村等から収集する必要がある場合には、市町村等へ

の依頼及び調査票の配付は発注者が行い、調査票の作成、回収及び取りまとめ作業は受注者が実施する。

## 8 再委託について

- (1) 受注者は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、高い効果が見込めると発注者が判断した場合、若しくはプロポーザルの企画提案書等に沿った業務体制と認められる場合は、業務の一部を再委託することができる。
- (2) (1) で認められた場合、受注者は、再委託の相手方、再委託する理由及び内容、契約金額、その他必要事項をあらかじめ発注者に提出し、承認を受けなければならない。

## 9 特記事項

- (1) 成果品及び作業工程における印刷物、書類等に対する一切の権利は、発注者に帰属し、受注者は発注者の承認を受けずに使用、貸与及び公表等することはできない。
- (2) 受注者は発注者に対し、業務の目的の範囲内で成果品（受注者が既に著作権を保有しているものを含む。）の利用・公開を許諾する。
- (3) 本業務の成果品に、第三者が権利を有する著作物及び知的財産（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合は、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行い、その費用は委託料に含めるものとする。
- (4) 著作権等に関する紛争が生じた時は、一切を受注者の責任において処理するものとし、その費用は委託料に含めるものとする。
- (5) 受注者は、本業務の処理上知り得た情報（個人情報を含む。）を、他者に漏らしてはならない。なお、契約終了後であっても同様とする。
- (6) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。